

令和 2 年 度

定期監査結果報告書（後期分）

甲賀市監査委員

本報告書は、令和2年度定期監査のうち、令和3年1月から2月の実施分を後期分としてその結果を報告するものである。

(以下の文中の年月日等の表記において、特に年の記載がない場合は、令和2年度中の当該月日等を指すものである。(例：11月＝令和2年11月、1月4日＝令和3年1月4日))

1 監査の対象

- | | |
|--------------|---|
| (こども政策部) | 子育て政策課、発達支援課、保育幼稚園課 |
| (産業経済部) | 商工労政課、観光企画推進課、農業振興課、農村整備課、
林業振興課 |
| (建設部) | 都市計画課、建設管理課、建設事業課、住宅建築課、
公共交通推進課 |
| (会計管理者の補助組織) | 会計課 |
| (教育委員会事務局) | 教育総務課、学校教育課・教育研究所、社会教育スポーツ課、
歴史文化財課 |
| (行政委員会) | 議会事務局議事課、監査委員事務局、公平委員会、
固定資産評価審査委員会、農業委員会事務局 |

2 監査の期間

令和3年1月21日(木)から2月2日(火)まで

3 監査の方法

この監査は「甲賀市監査基準」に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを目的として実施した。そのために監査資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、予算及び事務事業の執行状況の確認や証拠書類との照合、現場確認を実施した。

なお、具体的な着眼点は主に次のとおりとした。

- (1) 事務事業は予算や計画に基づいて適正に執行されているか。

- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。
- (4) 所管する現金及び預かり金等の管理は適正にされているか。
- (5) 債権の管理は適正に行われているか。
- (6) 市税、手数料等の収納金にかかる事務は適正に行われているか。
- (7) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (8) 従来の指摘事項等にかかる是正はされているか。

4 監査の結果

各監査対象の事務事業は、上記のとおり審査した限りにおいて、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。なお、指摘事項には至らないが、所見を個別に記した。

5 監査の概要

【子育て政策課】

(1) 監査年月日

1月21日(木)

(2) 業務概要

子育て政策課の業務は、子育て政策係が担当する子ども・子育て支援に関する計画の策定及び推進、子ども・子育て応援団会議、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童クラブ、地域子ども・子育て支援事業、ひとり親家庭の支援、児童公園及び児童遊園、家庭教育、こにちは赤ちゃん事業に関すること、家庭児童相談室が担当する児童福祉の相談及び指導業務、児童虐待及びドメスティック・バイオレンス、要保護児童対策地域協議会、里親に関することなどであり、課長兼務の次長以下会計年度任用職員10名を含む22名体制で行われている。

(3) 監査事項

子ども・子育てを取り巻く社会情勢が変化する中で、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を総合的に行えるよう、子どもや保護者、家庭の問題に関する広範な業務に取り

組んでいる。

子育て支援センターでは、育児不安の軽減や虐待予防のため子育てコンシェルジュが中心となって利用者の支援を行っている。また、施設を利用していない方への支援のため、子育て支援センターと保健センター（母子保健型）の連携した仕組みを活用し、隠れたニーズの掘り起こしに取り組んでいる。

保護者が昼間家庭にいない児童に対し、放課後の遊びや生活の場を提供している児童クラブは、公設民営（指定管理）が18箇所あり、待機児童を出さないよう順次施設整備を進めている。また、2箇所ある民設民営の児童クラブの運営に対して助成を行っており、今後も事業者を募集し、児童数の増加が課題となる地域への新規参入を進めていく。

家庭児童相談室では、児童虐待をはじめとする児童・家庭にかかる相談や通告を受け、必要に応じて緊急的な児童保護等の対応を行っており、その数は年々増加傾向にある。国による法改正や児童虐待防止対策において、相談支援体制や専門性の強化が推進されていることから、研修会等へ積極的に参加するなど、職員の専門性の向上を図っているところである。

（4）所見

子ども・子育て応援団支援事業計画における成果指標については、年度の見通しや進捗状況を課内で共有しながら、各事業に取り組まれない。

放課後児童クラブに対する支援として、民設民営児童クラブ運営等事業費補助金や放課後児童クラブ環境整備支援補助金を交付している。予算執行の適正を期するため、5年に1回程度の立入検査を実施されたい。

行政財産の目的外使用許可等は、一覧表（台帳）を作成し、書類の保管や期日管理等に漏れの生じないよう適切に管理されたい。

子ども家庭支援ネットワーク事業においては、関係機関と連携しながら、必要な家庭等へ具体的な支援が実施できるよう進められたい。

【発達支援課】

(1) 監査年月日

1月21日（木）

(2) 業務概要

発達支援課の業務は、発達支援係が担当する乳幼児期、学齢期及び青年・成人期の心理・教育・発達の相談、児童早期療育支援事業、ことばの教室、適応指導教室に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員4名を含む16名体制で行われている。

(3) 監査事項

発達の特性等により、支援を必要とする人に対する施策を部局横断的かつ継続的に連携して推進するため、発達支援システム推進会議を開催している。

こじか教室では発達の遅れや偏りが見られる乳幼児に対して療育指導及び保護者への育児支援を実施しているが、現在の施設規模、職員体制ではニーズに十分に答えられない状況となっているため、施設整備や職員体制の強化により、受入人数の拡大と支援の充実を図るべく令和3年度に甲南第一地域市民センターへ「児童発達支援センター」を開設する準備を進めている。

幼児ことばの教室では、構音やコミュニケーションに課題のある子どもを対象に指導を行っているが、近年は構音だけよりもコミュニケーション・対人面の課題を持つ子どもが多くなっているため、子ども同士のかかわりの中でコミュニケーションの力をつけていけるよう10月から少人数でのグループ指導を開始したところである。なお、上記児童発達支援センター開設にあたり幼児ことばの教室は閉所となり、児童発達支援センターでの支援へ統合される予定である。

適応指導教室は、不登校など学校不適應の児童生徒が、安心できる居場所で学校への復帰や新たな進路に踏み出すための場として市内3箇所で運営されている。

(4) 所見

令和3年4月に開設予定の児童発達支援センターは、乳幼児期の発達支援の拠点として大変期待される施設である。施設整備と併せ、スタッフの確保など職員体制の充実を図り、子どもや保護者等に対しこれまで以上の支援につなげられたい。

【保育幼稚園課】

(1) 監査年月日

1月21日（木）

(2) 業務概要

保育幼稚園課の業務は、管理係が担当する保育園及び幼稚園の管理運営や維持修繕、入退園、保育システム、広域入所、保育料及び幼稚園使用料の決定と徴収、私立保育園の給付費、補助金に関すること、指導振興係が担当する保育園及び幼稚園経営の指導・助言、就園指導・相談、特別支援教育、保育園及び幼稚園の安全・保健衛生・環境衛生に関すること、保幼施設整備室が担当する幼保再編計画の推進、保育園・幼稚園施設の維持補修に関することなどであり、課長兼務の管理監以下再任用職員2名、会計年度任用職員2名を含む25名体制で行われている。うち管理栄養士1名、看護師3名が配置されている。

(3) 監査事項

核家族化や就労形態の多様化、女性の社会進出により、保育園のニーズが従来に増して高まってきている。特に低年齢児の就園率が高まっており、待機児童対策の推進を図る取組をしているが、市内保育園で就労する保育士の確保が大きな課題となっている。人材バンクへの登録や県就職フェアへの参加、保育士等養成大学や高校への働きかけ、私立保育園に就職する保育士等への補助などを行い確保に努めている。

現在、公立の保育園・幼稚園は18園（休園中を除く。）あり、そのうち昭和56年以前の建物が8園となっている。老朽化している園については保育園・幼稚園の再編計画と長寿命化計画を並行して実行し、子どもにとってよりよい保育環境を提供できるよう整備することとしている。また、サービスの充実を図り効率的な園運営を行うためには、民間活力を活用することが有効であることから、民営化についても上記再編計画に基づき水口東・岩上、伴谷、甲南地域において統合認定こども園の整備事業を進めているところである。

(4) 所見

延長保育料など各園で公金の領収を行っていることから、現金の適正な取扱いについて改めて指示するとともに、各園の保管状況を確認・把握されたい。

コロナ禍により徴収が進んでいない過年度分の保育料については、適正な債権管理に努められたい。

私立認定こども園整備事業を進めるにあたっては、市、事業者、保護者、地域の信頼関係が大切であり、甲賀市の将来を担う子どもたちにとってよりよい施設となるよう努力されたい。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、保育士を始め職員の負担が増加していると思われる。心身の不調による休職者が出ないよう健康管理に留意されたい。

【商工労政課】

(1) 監査年月日

1月28日(木)

(2) 業務概要

商工労政課の業務は、商工労政係が担当する労働政策、企業内人権啓発推進、就労支援に関すること、新産業振興係が担当する商工業振興、地場産業振興、企業誘致、新型コロナウイルス感染症拡大防止臨時経済対策に関すること、女性活躍推進室が担当する男女共同参画、女性活躍推進に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員5名を含む15名体制で行われている。

(3) 監査事項

女性の活躍推進事業では、女性の力を最大限発揮し、社会で活躍できるよう資格取得補助金をはじめ、女性の社会進出を実現するための就労や起業などへの支援を行った。また、市内の企業・事業所に対し、従業員が育児、介護等で離職することなく働き続けられるよう、企業のワーク・ライフ・バランスやイクボスへの主体的な取組を推進した。

就労支援では、湖南市と合同で甲賀JOBフェア(合同就職面接会)をオンラインで実施した。出展企業は24社で視聴者数は延べ1,290名あり、1社で7名が内定となっている。

陶業振興事業では、信楽焼の産地を挙げて開催される信楽まちなか芸術祭や日本六古窯サミットの開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により令和3年

度に延期となった。

子育て応援・定住促進リフォーム事業は、住環境の向上による三世代同居・近居の促進や空き家の活用と再生により、流出人口の抑制と経済の活性化につなげることを目的としており、294件の交付決定を行っている。

新型コロナウイルス感染症拡大防止臨時経済対策事業では、各種臨時支援金等の交付により市内中小事業者への支援を行った。また、地域経済応援クーポン券は、1月末までの使用期間であるが、現時点で60パーセント以上の使用率で過去の同様の制度に比べて高い率となっている。

(4) 所見

研修等参加後に作成する復命書には、参加者は研修したことを今後職場においてどう活かすのかを、所属長はそれに対するコメントを記入し、職員の資質向上や人材育成につなげられたい。

各種団体の経理事務については、通帳からの現金支払いは私的流用などのリスクが高くなるので、できる限り振込処理を行うよう変更されたい。

陶業修学資金貸付金にかかる契約書の債務者の氏名欄は、今後は自署してもらうよう改められたい。また、出資金の証書類は現物確認がしやすいよう整理されたい。

商工業振興や女性活躍推進等にさまざまな補助金が交付されているが、これまで申請が少ないと思われるものについては、積極的に活用してもらえよう取組を進められたい。

【観光企画推進課】

(1) 監査年月日

1月28日(木)

(2) 業務概要

観光企画推進課の業務は、観光振興係が担当する観光振興、忍者PR、観光協会に関すること、地域資源振興係が担当する観光施設整備・維持管理、歴史文化都市構築補助事業に関すること、ロケーション推進室が担当するNHK連続テレビ小説「スカーレット」の活用事業やロケ支援・誘致、メディア活用・対応などであり、課長以下14名体

制で行われている。なお、14名のうち3名は歴史文化財課との併任、1名は商工労政課との兼務となっている。

(3) 監査事項

観光客誘致推進事業では、甲賀流リアル忍者館を11月22日にグランドオープンさせた。甲賀市観光まちづくり協会に委託し、インフォメーション機能をしっかりと持たせた中で、甲賀流忍者を学び、触れる機会を提供することで、日本遺産忍びの里甲賀市をPRしていく。また、甲賀まちぶら推進事業では、市内で開催される事業や点在する観光資源をつないでルート化し、周遊型観光の仕掛けをつくり市内観光産業の活性化を図っている。

観光事業等継続支援補助事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、予定されていたイベント等を中止あるいは延期をしたことによって損失を被った経費の一部を補助することで、観光振興や地域資源の活性化事業等を支援している。

日本遺産活用事業では、伊賀市と本市等とが共同で設立した「忍びの里伊賀甲賀忍者協議会」を中心に両市の観光協会とともに観光客の受入体制を構築していくためのガイドの育成等を行っている。今年度は、近年人気が高まっているサイクリングコースの造成事業を実施している。

ロケーション推進事業では、「スカーレット」のロケ地等を活用した観光客の受入体制整備やロケツーリズムにつなげるための取組を行っている。

道の駅あいの土山運営事業では、新名神高速道路開通後、国道1号の交通量減少などの影響もあり利用者数や売上が減少傾向となっている道の駅について、昨年度のマーケティング調査を基に、施設再整備基本構想の策定を進めている。

(4) 所見

第2次の観光振興計画を進めるにあたっては、情報収集を行い、社会状況にあわせ随時見直しを行うなど柔軟に対応されたい。

道の駅あいの土山運営事業においては、昨年度のマーケティング調査や収支改善プランを十分活かし、施設再整備基本構想を策定されたい。

日本遺産活用事業の普及啓発事業である「忍びの里サイクリングコース造成事業」は、2市ならではのロケーションのよい特徴的なコースとするなど集客につなげられる

よう工夫されたい。

各種団体の経理事務については、通帳からの現金支払いは私的流用などのリスクが高くなるので、できる限り振込処理を行うよう変更されたい。

【農業振興課】

(1) 監査年月日

1月28日(木)

(2) 業務概要

農業振興課の業務は、農政係が担当する農業振興計画、農業振興地域の整備、農業後継者育成、耕作放棄地対策、農業構造改革、都市農村交流事業、中山間地域等直接支払交付金、担い手育成に関すること、農業振興係が担当する米穀の生産振興と生産調整、茶等特産物の生産振興、環境保全型農業直接支払交付金、6次産業化や薬用作物の産地化推進に関する事などであり、課長以下会計年度任用職員1名を含む9名体制で行われている。

なお、これまで農業振興課に農村整備室が置かれていたが、4月の機構改革により農業振興課と農村整備課とに分割された。

(3) 監査事項

特産品振興では、水稻一辺倒の農業経営からの転換の中心となる野菜の生産に対し、ハウス設置や生産用管理機械導入など市独自の支援策を進め、生産者の負担軽減と野菜生産の推進を図っているが、特産品と呼べる品種の増産には至らず少量多品目の生産状況であり、JA等関係機関と連携を図りながら甲賀の野菜の販路拡大を図っているところである。薬用作物産地化推進事業では、市内農業者をはじめ大学、企業、金融機関等と連携し、農家の所得向上につなげる取組として新規作物の栽培研究を進めるとともにドクダミの産地づくりを推進している。

都市農村交流推進事業については、今年度は9校、728名の受入れを予定していたが、コロナ禍のため事業を休止している。なお、来年度の受入れに当たっては参加する生徒だけでなく受入家庭の全てがPCR検査とワクチン接種が必要となることから受入れは難しい状況である。

(4) 所見

子ども等自然環境知識習得施設用地の借地契約については、契約書ごとに所有者が違いため、契約書の原本と一覧表が確認しやすいよう整理されたい。

薬用作物産地化推進事業として推進の方向性を出されたドクダミの栽培については、その栽培方法を確立させ、農家の所得向上につながるよう取り組まれない。

また、立命館大学と包括連携協定のひとつとして進めている6次産業化・地産地消費業務委託は来年度が最終年度となることから、農家と連携し、実効性のある新たな産品を学生から提案してもらえよう進められたい。

【農村整備課】

(1) 監査年月日

1月28日(木)

(2) 業務概要

農村整備課の業務は、農村整備係が担当する団体・県営の土地改良事業及び土地改良施設の維持管理、国営造成施設管理事業、野洲川基幹水利施設管理事業、農道維持管理補修事業等に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員5名を含む11名体制で行われている。

なお、これまで農業振興課に農村整備室が置かれていたが、4月の機構改革により農業振興課と農村整備課とに分割された。

(3) 監査事項

土地改良施設について、設置後50年を経過し耐用年数を迎つつあり、毎年の維持補修に多くの費用を要している状況である。直轄管理施設である広域農道においては、令和3年度に県営で鹿深2地区通作条件整備事業として舗装等の大規模な改修をする予定で事業化に向けて調整を行っている。

ため池新法が制定されたことにより、本市では台帳上475箇所のため池を国の新しい指針とする基準で早急に見直す必要がある。農村地域防災事業としては、防災重点農業用ため池の位置づけの見直しに伴うハザードマップの追加作成や、不要となった農業用ため池の廃池工事、測量設計業務を進めている。

(4) 所見

法定外占用許可等については、確認しやすいよう一覧表と許可証（写）を整理し、過去の許可証であっても継続しているものはすぐに確認できる状態で保管されたい。

職員が今後の業務に活かし、スキルアップを図るためにも、土木施工管理技士等の資格取得を目指すような人材育成に努められたい。

【林業振興課】

(1) 監査年月日

1月28日（木）

(2) 業務概要

林業振興課の業務は、林業振興係が担当する森林整備計画、林産物の生産振興、造林・保育事業、森林病虫害防除、琵琶湖森林づくり事業、林業施設の維持管理、治山事業、森林組合及び生産森林組合、森林及び林道災害復旧事業に関すること、獣害対策室が担当する有害鳥獣の防除・捕獲、地域への指導、ニホンザル行動域調査に関すること、全国植樹祭推進室が担当する全国植樹祭に関することなどであり、課長兼務の管理監以下会計年度任用職員5名を含む12名体制で行われている。

(3) 監査事項

鳥獣害対策事業では、農作物被害と生活環境被害を防止するため有害鳥獣の捕獲と防除の事業を進めており、12月末現在の捕獲数については、昨年同時期に比べイノシシは減少しているが、サル、シカ、アライグマについては増えている状況にある。今年度の防除対策については、地域の自力施工により侵入防止柵は1集落、7,751メートルが施工されている。また、各地域では人家近くの畑でニホンザルの被害が発生していることから個体数調整に重点的に取り組んでいる。農作物被害としては約9割がイノシシによるもので、侵入防止用の目隠しネットを支給し事業効果を確認しているところである。捕獲では、猟友会等の捕獲従事者の高齢化と減少のため地域ぐるみの捕獲体制の整備が不可欠となっており、引き続き、法定猟具購入や狩猟免許取得への支援を行うとともに、甲賀地域獣害対策協議会と連携し、貸出用の捕獲檻等の整備充実を図っている。

森林境界明確化推進事業は、山の境界を定めていく事業で、森林環境譲与税を充当しての取組となるが、今年度は12地区で110ヘクタールの測量を行っている。県の目標数値から^{あん}按分する本市の目標値から今年度末で94パーセントの達成率になる予定である。

令和3年春に鹿深夢の森を主会場として「第72回全国植樹祭」の開催が予定されていたが、コロナ禍の影響で1年延期となった。森林整備と林業振興につながる盛会な大会となるようオール甲賀で開催に向けて準備を進めているところである。推進組織として、行政・市民・団体・森林林業関係者等により組織する「第72回全国植樹祭甲賀市推進協議会」を開催するとともに「緑の少年団」を市内全ての小学校で結団するなど、育成に取り組んでいる。

(4) 所見

各種団体の経理事務については、通帳からの現金支払いは私的流用などのリスクが高くなるので、できる限り振込処理を行うよう変更されたい。

令和4年度までの計画期間である甲賀地域鳥獣被害防止計画に定める被害防止施策を着実に実行し、その軽減目標の達成に努められたい。

【都市計画課】

(1) 監査年月日

1月26日（火）

(2) 業務概要

都市計画課の業務は、都市計画係が担当する区域区分、立地適正化計画、地籍調査、景観対策に関すること、開発指導係が担当する開発許可、開発事業の事前協議に関すること、市街地整備係が担当する土地区画整理事業、市街地整備事業に関すること、工業団地推進室が担当する工業団地の創設に関することなどであり、課長以下11名体制で行われている。

(3) 監査事項

(仮称) 甲賀北地区工業団地整備事業では、分譲宅地完売に向けた企業誘致の支援を行っており、4区画中3区画が売却済み、残り1区画が交渉中となっている。

甲南駅周辺整備事業については、甲南駅南口、北口広場の整備工事及び市道甲南駅北1号線の用地購入や建物補償の交渉を進めているところである。

都市計画マスタープランにおいて「地域拠点」「交通拠点」に位置づける貴生川駅周辺エリアでは、都市機能の集積による「利便性と魅力の向上」、道路整備による「新たな人の流れの創出」、都市計画の変更や住宅基盤整備による「周辺人口の増加」により拠点形成を進めている。今年度は特区構想の策定を進め、パブリック・コメントを実施するとともに、駅南口における複合施設整備に向けた整備手法等の検討や地元勉強会を開催している。

また、水口町虫生野地先の土地区画整理事業については、地権者等との協議や各種調査など事業化に向けた取組を進めている。

(4) 所見

甲賀市景観計画は、平成25年に策定しているが、その理念や方針等が市民に伝わりにくい状況にある。景観形成における行為の制限や基準の周知、指導に加え、市民や事業者等が主体となる景観まちづくりを進められるよう啓発に努められたい。

今年度策定を進めている貴生川駅周辺特区構想については、貴生川駅周辺地域の市内人口流出のダム機能を強化し、経済的に周辺地域をけん引するエリアとするため、スピード感をもって進められたい。

研修等参加後に作成する復命書には、参加者は研修したことを今後職場においてどう活かすのかを、所属長はそれに対するコメントを記入し、職員の資質向上や人材育成につなげられたい。

【建設管理課】

(1) 監査年月日

1月26日(火)

(2) 業務概要

建設管理課の業務は、道路河川係が担当する道路・河川の維持管理、市道及び法定外公共物の財産管理、道路法・河川法等に基づく各種申請・許可に関する事、公園緑地係が担当する公園・緑地の整備及び維持管理に関する事などであり、課長兼務の管理

監以下会計年度任用職員9名を含む22名体制で行われている。

(3) 監査事項

重点事業として平成25年度から実施している道路パトロール事業では、総延長1,195キロメートルにも及ぶ市道管理のため、職員がパトロール車2台により週1回以上の巡回・点検を行っており、危険箇所の発見や資機材で路面や損傷箇所の補修を行うなど、安心・安全な市道管理に努めている。

河川等維持補修事業では、洪水による被害を防止するため、市管理河川等の適切な維持管理として堆積土砂の^{しゅんせつ}浚渫や自治会等が実施する河川防災協働事業に対し助成を行っている。

都市公園施設長寿命化事業では、市内の都市公園22箇所を対象に、平成30年度に見直しを行った公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園における総合的な安心・安全対策のため施設の改築更新を図っており、今年度は水ロススポーツの森のテニスコートや信楽運動公園防護柵、甲賀中央公園テニスコート及び体育館バスケットゴールの改修等工事を行っている。

(4) 所見

行政財産の目的外使用許可等は、調書と許可書(写)、一覧表(台帳)の整合が図りやすいよう整理し、期日管理を行うとともに、収納状況の管理方法を検討されたい。

税・料金等収納向上対策強化計画(アクションプラン)では、道路占用料・法定外公共物占用料の収納向上対策として、法的措置の取組強化を挙げている。過年度の滞納者に対する徴収の努力はされているものの、公平性の観点から適正な債権処理を図られたい。

道路の維持管理については、パトロール時に、職員による安全対策や簡易補修を実施しているが、引き続き迅速に対応されたい。

【建設事業課】

(1) 監査年月日

1月26日(火)

(2) 業務概要

建設事業課の業務は、建設第1係と建設第2係が担当する道路、橋りょう及び河川等の工事設計・施工・監督と維持補修、急傾斜地崩壊による災害の防止、災害復旧事業に関すること、事業調整係が担当する道路・水路等用地の取得及び登記、国道・県道・高規格幹線道路、一級河川の整備に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員1名を含む16名体制で行われている。

(3) 監査事項

歩行者・自転車・通行車両が多く、ライフラインが集中している内貴橋の老朽化対策として、市道新町・貴生川幹線内貴橋架替事業を継続して実施し、市民の安全安心で快適な住環境づくりを図っている。今年度は未取得の起業地の課題も解決に向かっており、上部工の一部区間の製作と架設工事を行っている状況である。

市内全域において、建設部には区・自治会の他、学区、地域、学校をはじめとする各種方面から多数の要望書が提出されている。これらに対し、重要度や緊急度などを勘案しながら優先順位を付して対応しているが、早急に対応できない要望への文書による回答をはじめとして回答内容や回答時期等について苦慮しており、職員の事務負担も増大している。そのため関係部署と調整を行い、道路の窪み等に関する簡易な要望はLINE（ライン）で通報できるよう次年度からの運用に向けて整備を進めている。

(4) 所見

区や自治会の要望に対し、道路の窪み等に関する簡易なものについてはLINEで通報できるよう整備を進めている。まずは区長、自治会長を対象に始めるとのことであるが、定着化を図るとともに、通報者を増やすよう取り組まれない。

切手は受払簿と現物で管理しているが、払出後の切手の使用までは確認できていない。文書発送簿を利用するなど確認方法を検討するとともに、購入枚数を必要分のみとし管理負担を軽減されたい。

【住宅建築課】

(1) 監査年月日

1月26日（火）

(2) 業務概要

住宅建築課の業務は、公営住宅係が担当する住宅施策の企画、公営住宅の入退去、維持管理及び運営、住宅使用料の徴収、民間賃貸住宅家賃補助に関すること、建築係が担当する公共建築物の新築及び改修、建築確認及び建築許可申請書の受付や確認通知書の交付、耐震及びアスベスト対策、ブロック塀等撤去事業補助金に関すること、空家対策室が担当する空き家バンク、空家等対策協議会の運営に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員2名を含む14名体制で行われている。

(3) 監査事項

市営住宅管理業務について、現在29団地501戸を管理しているが、その内7団地178戸については長寿命化工事等を実施し、それ以外の23団地323戸については、旧耐震基準の建物であり今後10年以内に全ての住戸が耐用年数を経過することから入居募集を停止している。維持管理は行うが、住み替えを促すことで空き家となった住棟から順次用途廃止を進める。今年度は、生活に欠かせない給排水設備等の修繕工事と、広芝団地2号棟の電気温水器や宮跡台団地のガス給湯器の更新、6団地の住宅用火災警報器の更新を行っているところである。

あわせて、民間賃貸住宅家賃補助事務では、入居を停止している23団地の代替施策として、住宅困窮者の居住の安定を確保するため、今年度の新規募集を2回行い、昨年度からの継続支給者とともに補助金の交付を行っている。

住宅使用料の徴収については、税・料金等収納向上対策強化計画（アクションプラン）に基づき、目標収納率を現年度分97.83パーセント、過年度分25.35パーセントとして、年4回の文書催告のほか、戸別訪問や個別相談を随時実施するとともに、分納誓約の履行監視を行うなど収納率の向上に取り組んでいる。

市が行う建築工事については、各課から事務委任を受けた施設の新築、改築等の設計業務、工事発注、現場監督等の業務を行っている。今年度は水口・希望ヶ丘小学校、甲賀・城山中学校の大規模改造工事を含め7件の工事を実施している。

適切に管理されていない空家等が地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、空家等の除却や適正な管理に向けた助言や行政指導等、利用可能な空き家の活用を促進するための空き家バンクの運営を行っている。

(4) 所見

研修等参加後に作成する復命書には、参加者は研修したことを今後職場においてどう活かすのかを、所属長はそれに対するコメントを記入し、職員の資質向上や人材育成につなげられたい。

切手の購入枚数は必要分のみとし、管理負担を軽減されたい。

公営住宅使用料の徴収については、過年度分の収納率が昨年度に比べ低調である。債権管理条例に基づき、適切な債権管理に努められたい。

【公共交通推進課】

(1) 監査年月日

1月26日(火)

(2) 業務概要

公共交通推進課の業務は、公共交通推進係が担当する総合交通体系に係る調整、既存鉄道の運行機能等の強化及び関連施設の整備、コミュニティバス対策、地域路線バス対策、信楽高原鐵道及び第三種鉄道事業者に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員1名を含む6名体制で行われている。

(3) 監査事項

市民の日常の交通手段として、市内全域にコミュニティバス路線やコミタクエリアを設定し交通網を構築するとともに、中山間地域の活性化のため、田村神社からJR南草津駅までを運行している。令和5年度のバス路線の再編に向け、乗降センサーを設置した利用状況の把握や先進事例の研究を行う。また、バス路線を補完する手段として、地域が主体的に実施する自主運行の導入について協議を行っているほか、ICT環境を整備し、バスの位置が分かるロケーションシステムや混雑度の可視化、Google(グーグル)の路線検索への対応などを行い利便性の向上に努めている。

第三種鉄道事業者として、安心・安全な輸送手段を確保するため、信楽高原鐵道施設の財産管理や施設整備を行うとともに、信楽高原鐵道株式会社の筆頭株主として、安定経営に資する取組に対して助言や支援を行っている。鉄道施設はその性質上、他の一般土木工事以上に専門性を必要としており、鉄道事業の経験を有する技術指導員を雇用して対応しているが、今後も引き続き鉄道事業に関する十分な専門知識を有する職員の育

成が必要となっている。

近江鉄道については、沿線市町と県がそのあり方を検討してきたが、12月に上下分離による存続が法定協議会において決定された。今後運営形態や負担比率、経営改善等について引き続き検討を進めることとなっている。

(4) 所見

JR草津線4駅（甲南、甲賀、寺庄、油日）は、市民交流駅であることから、事業者が意欲をもって活動できるよう指定管理にすることも検討されたい。

地域公共交通活性化協議会に支払われている負担金は、そのほとんどが時刻表の印刷代である。市が直接発行することで安価になることも考えられ、協議会で執行するにあたっては市のPRを前面に出す方策を検討されたい。

公共交通利用推進事業におけるICT環境の整備は、本市の課題を的確に把握し、スピード感をもって取り組まされたい。

【会計課】

(1) 監査年月日

1月26日（火）

(2) 業務概要

会計課の業務は、審査係が担当する収入・支出調書の確認・審査、支払処理に関すること、出納係が担当する収納済通知書の確認及び収納、物品の出納保管に関することなどであり、会計管理者以下会計年度任用職員1名を含む8名体制で行われている。

(3) 監査事項

支出事務における事務精度の向上については、例年は年度初めに全所属を対象にした財務会計事務研修会を財政課と合同で開催しているが、コロナ禍のため今年度は開催を見送り、関係資料を共有システム内に掲示して各職員が個別に研修する方法に変更した。伝票審査では、財務規則、その他関連法規に適しているかを審査・指導し、事務精度の向上に努めた。さらに不備伝票は修正を指示するだけでなく所属長の押印を求めることとし、チェック機能の強化を図っている。おうみ自治体クラウド・公金収納サービス業務を11月から開始し、窓口納付の収納済通知書はOCRでの読み取り・消込デー

タ作成まで委託となり収納事務が変わった。引き続き円滑な運用に努めるとともに事務の効率化を図るよう取り組んでいる。資金計画（200万円以上）については各課に入力を徹底させるとともに、支払準備金に支障をきたさないよう計画の精度を高め、有効な資金運用を図っているところである。

(4) 所見

日頃から適正な公金管理と安全有利な資金運用に取り組んでおり、引き続き業務に邁進^{まい}されたい。

部署・施設ごとに収納金を送金するまでの期間などの現金の取扱いや領収印の管理方法が異なるため、市全体で統一した運用ができるよう、公金等取扱いに関するマニュアルの策定を検討されたい。

伝票処理にかかる業務量が多く難しい状況ではあるが、業務改善を図り、できる限り時間外勤務の縮減につなげられたい。

【教育総務課】

(1) 監査年月日

2月2日（火）

(2) 業務概要

教育総務課の業務は、総務企画係が担当する教育委員会の会議、教育行政に係る企画立案及び調整、教育委員会事務の点検及び評価に関すること、施設係が担当する学校及び社会教育施設の管理運営、教育財産の管理、学校その他教育機関の設置及び廃止並びに整備計画に関すること、学校給食係が担当する学校給食センターの管理運営、給食費の費用徴収に関すること、教育環境整備室が担当する教育環境整備及び関係団体との連絡調整に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員1名を含む15名体制で行われている。

(3) 監査概要

幼保・小中学校再編計画（基本計画）については、現在までに対象となる19全ての地域で再編検討協議会が設置されており、うち、17の協議会において地域の意見をまとめて報告されたところである。

給食費の現年度の収納率は例年99パーセント以上であるが、生活保護や就学援助制度の対象とならない滞納者への対応が必要となっている。各学校の事務職員と連携し、現年度の収納率向上、過年度債権の回収のため、電話での催告の徹底のほか担当による訪問を予定している。その他、分納誓約による納付や児童手当からの特別徴収等により滞納の解消に取り組んでいる。

各学校施設については大規模改造事業に計画的に取り組んでおり、今年度は水口・希望ヶ丘・伴谷小学校大規模改造工事、甲賀・城山中学校大規模改造工事、甲南第二小学校校舎増築工事を実施している。

(4) 所見

行政財産の目的外使用許可等は、期日管理を行い、年度当初においても開始日までに許可できる仕組みを検討されたい。また、使用料については施設管理担当課として入金状況を把握されたい。

学校の老朽化対策での施設整備と子どもたちの育ちを考えた学校再編計画との整合性が、市民にとって分かりにくい状況となっている。より良い教育環境を目指すという点は同じであり早急に整理を行い、できるところから前へ進められたい。

また、今後の施設管理は予防保全と言われており、業者まかせにならないよう専門知識のある職員体制で臨まれたい。

学校給食費の債権管理については、特に過年度における収入済額が昨年度と比べ減少している。コロナ禍の状況にはあるが、税・料金等収納向上対策強化計画（アクションプラン）の目標数値達成のため、課全体で取組を進められたい。

【学校教育課】

(1) 監査年月日

2月2日（火）

(2) 業務概要

学校教育課の業務は、指導教職員係が担当する学校経営管理、労働安全衛生管理、教職員の人事及び評価に関すること、教育支援係が担当する小中学校における特別支援教育、教育相談事業に関すること、学務係が担当する学齢簿の編成保管、就学援助（要保

護・準要保護)、学校の安全、保健衛生及び環境衛生に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員4名を含む19名体制(うち8名は教職員)で行われている。

(3) 監査事項

ICT教育環境整備事業では、国のGIGAスクール構想達成年度の前倒しに伴い、1人1台の児童・生徒用及び教師用タブレットの導入を今年度中に達成する予定である。このタブレットの活用を見据えて、教員のスキルアップを集中的に行えるよう業務委託によりICT支援員を配置した。また、学校現場の教職員の事務負担の軽減・効率化を図ることによって、子どもと向き合う時間を確保するとともに教育の質を向上させるために統合型校務支援システムを導入した。

学校不適応支援事業では、鳴門教育大学への委託により市内全小中学校で年2回の調査を行い、抽出校4校の学校訪問や教職員への講話、不登校等のケースワーク指導を行った。調査結果は報告書にまとめ、全校配布を予定している。

保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、目標やビジョンを共有して、社会総がかりで子どもたちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的としたコミュニティ・スクールについては、準備予定校での研修会や全小中学校管理職を対象とした研修会を行った。また、コミュニティ・スクールを実施するにあたり、甲賀市学校運営協議会規則を制定した。

(4) 所見

ICT教育環境整備事業として、児童生徒、教職員に1人1台のタブレットを整備することになるが、十分な効果が出るよう万全の態勢で臨まれない。

また、コミュニティ・スクールについては、保護者や地域が参画することで学校運営の改善につながることを期待しており、市内全域に広げられるよう取り組まれない。

研修等参加後に作成する復命書には、参加者は研修したことを今後職場においてどう活かすのかを、所属長はそれに対するコメントを記入し、職員の資質向上や人材育成につなげられない。

【教育研究所】

(1) 監査年月日

2月2日(火)

(2) 業務概要

教育研究所の業務は、教職員の研修、学力向上・教員資質向上のための教育調査研究、教育に関する相談及び指導に関することなどであり、会計年度任用職員の所長以下5名体制で行われている。所長を除く4名は、教職員2名、県費派遣職員1名、学校教育課兼務の事務職員1名である。

(3) 監査事項

調査研究では、教職員が、校種・教科・世代等の枠を超えて、共に授業実践を通して研究を進め、教職員同士の横のつながりを強め、主体的に学んでいく教職員を育てる甲賀流OJT調査研究を実施している。研究推進委員を公募制にし、市内6校から7名の応募があった。研究の成果は、研究紀要や研究所だよりなどで県内・市内に広めている。

教職員対象の研修については、今年度は、初任者研修およびミドルリーダー研修、授業力向上研修を重点研修として実施している。市内教職員には新規採用教職員の増加やミドルリーダー世代の割合の低さといった状況があるため、若手教職員の育成はもとより、経験年数に応じた専門的な指導力や組織的な対応力の育成が必要となっている。さらに、新たな教育課題であるICT教育やプログラミング教育など新たな学びに対応していく指導力の育成も急務となっている。

教育研究奨励事業では、個人及びグループでの意欲的かつ創意あふれる学習指導法の改善並びに、学校・学年・学級の経営充実にかかる研究を奨励するために論文を募集している。応募論文は市内の学校に公開し、研究の成果を広める予定である。

(4) 所見

学校マネジメント研修については、経営の視点を学校長の経営方針にも取り入れられるよう取組を進められたい。

研修等参加後に作成する復命書には、参加者は研修したことを今後職場においてどう活かすのかを、所属長はそれに対するコメントを記入し、職員の資質向上や人材育成に

つなげられたい。

【社会教育スポーツ課】

(1) 監査年月日

2月2日(火)

(2) 業務概要

社会教育スポーツ課の業務は、文化係が担当する文化・芸術の振興、社会教育・生涯学習の推進、社会教育関係団体の育成及び連携、公民館・図書館・文化施設の維持管理・運営に関する事、青少年育成係が担当する青少年の健全育成、青少年育成団体との連携及び運営支援、青少年研修センターの維持管理・運営、成人式に関する事、スポーツ係が担当するスポーツの普及・推進、社会体育施設の維持管理・運営、スポーツ推進委員による運動指導、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ関係団体との連絡調整に関する事、国スポ・障スポ推進室が担当する国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の準備、ホストタウン事業、東京オリンピック・パラリンピック事業に関する事などであり、課長以下会計年度任用職員2名を含む17名体制で行われている。なお、うち3名は人権推進課との併任である。

(3) 監査事項

生涯学習推進事業では、「まなびの体験広場」を子どもたちに新たな興味、関心、喜びを提供する「学びの場」として、高校生や専門学校生、シルバー会員、企業等には学習から得た知識や技術、経験の「発表の場」として開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を見送っている。

公民館運営事業では、市内の公民館13館において「人権」、「環境」、「健康」、「福祉」をテーマとして、地域の要望や身近な地域課題を解決するための学習の機会や世代を超えた学びあいの機会の提供、自主活動団体の育成や支援、生涯学習社会づくりの推進を図っている。特にNPO法人への委託で「甲賀市夢の学習」として各中央公民館で事業を展開していただくことにより様々な学びの提供を行うとともに、地域の方々にボランティアとして関わっていただくことで皆の生きがいがいづくりにもつながっており、コロナ禍ではあるが11月末現在で6,151名の参加を得ている。

自然体験活動推進事業の「ニンニン忍者キャンプ」では、小・中学生を対象とした夏キャンプ及び秋キャンプはコロナ禍のため開催を見送ったが、「親子デイキャンプ」は、未就学児童と小学生の低学年及び兄弟姉妹と保護者を対象として日帰りで5回に分けて実施し、募集定員を超えた148組552名の申込みがあり、抽選により23組81名の参加を得た。自然の中での遊びを通じて自然体験活動への興味と理解が深められた。

少年センター運営事業では、少年補導委員会や学校、関係機関とも連携して、相談業務や非行防止、有害図書対策、薬物乱用防止対策などを実施している。少年センターを広く住民に周知し、対象も広げたことから相談件数も増えている。12月末現在で1,178件と昨年度と比べて約2倍となっており、課題を抱える子どもや保護者の一助となるよう積極的な対応とともに相談体制の充実を図っている。

金の卵プロジェクト事業では、子どもたちに文化・芸術・スポーツ・科学等の「一流」に触れる機会を創出し、夢や目標を持つことの素晴らしさや自らの未来を切り開こうとする力を育む次世代の人材育成を目的に実施している。今年度はコロナ禍でスポーツ部門については実施が難しいが、文化部門では2月20日にクリエイター・クイズプレイヤーである伊沢拓司氏を招いての講演会の開催を予定している。

ホストタウン事業では、2020年東京オリンピック・パラリンピックが1年延期となったが、パラリンピックにおけるシンガポール共和国のホストタウンとして交流事業や特産品を通じた本市の紹介をするなど、関係者との交流事業や機運醸成を図るための啓発等に努めている。

(4) 所見

所管する各種計画については、進捗状況の確認と社会状況の変化や市民目線での施策の見直し検討を常に行いながら、目標達成に向け事業を実施されたい。

少年センター運営事業については、継続して学校訪問を行うなど、学校と連携をとりながら青少年の支援・相談等に取り組まれたい。

各種団体の経理事務については、通帳からの現金支払いは私的流用などのリスクが高くなるので、できる限り振込処理を行うよう変更されたい。

研修等参加後に作成する復命書には、参加者は研修したことを今後職場においてどう

活かすのかを、所属長はそれに対するコメントを記入し、職員の資質向上や人材育成につなげられたい。

【歴史文化財課】

(1) 監査年月日

2月2日(火)

(2) 業務概要

歴史文化財課の業務は、調査管理係が担当する文化財保護及び調査管理事業、かもしか食害対策防護柵設置事業に関する事、埋蔵文化財係が担当する紫香楽宮跡整備活用事業、水口岡山城跡整備活用事業、開発関連遺跡発掘調査事業、市内遺跡発掘調査事業(民間開発事業に伴う試掘)に関する事、普及活用係が担当する歴史民俗資料館等の管理運営、文化財の普及活用に関する事などであり、課長以下会計年度任用職員1名を含む12名体制で行われている。なお、12名のうち3名は観光企画推進課との併任となっている。

(3) 監査事項

文化財保護推進事業では、国県市指定文化財の保存修理補助を行っており、昨年度に引き続き甲南町の正福寺木造金剛力士像修理事業や仁木家住宅洋館修理事業等に対して補助を行っている。

市内遺跡緊急発掘調査事業では、国の補助を受けて市内の埋蔵文化財を守るために市内遺跡の発掘調査や試掘調査を実施するとともに、東山遺跡の発掘調査報告書の作成及び刊行を進めており、国史跡指定に向けた調整に着手している。

水口岡山城発信事業は、周辺地域の活性化と文化財保護が見える形で広げるために市民団体等と連携しながら歴史講演会、散策マップの作成、城跡案内板等の改修に加えて、山の木を伐採することにより来ていただく方が見やすい環境整備に取り組むなど、水口岡山城の魅力の磨き上げと認知度の向上に努めている。

(4) 所見

随意契約は、競争入札を原則とする契約方法の例外であることから、甲賀市随意契約ガイドラインにのっとり、疑義が生じないように、今後も適正な事務を遂行されたい。

領収印は、重要印章であることから、出納員が責任をもって授受、管理できるよう保管場所等の改善を図りたい。

【議事課】

(1) 監査年月日

1月28日(木)

(2) 業務概要

議事課の業務は、総務係が担当する議長公務調整、視察対応、議員報酬・費用弁償支給に関すること、議事調査係が担当する本会議、委員会、その他議事及び会議録の調製・保管に関することなどであり、事務局長以下会計年度任用職員1名を含む7名体制で行われている。

(3) 監査事項

議会改革の促進に向けた議会のICT化については、タブレットを利用した議会関連資料のペーパーレス化により、議会運営の効率化を図るとともに議員間、事務局の情報共有の強化、円滑化を図っている。

議会報告会はコロナ禍で中止となった。市民の声を聴くことは非常に重要であるが、一定の距離をとっての話し合いやオンラインでの開催の難しさ等があるため、他市議会の状況等を参考に方法を検討している。令和3年10月には市議の改選があることから新議員に対してタブレット操作研修をはじめとする必要な支援の準備を進めている。

(4) 所見

議会事務局の業務は専門的であり、地方自治法に定められている優れた能力を有する職員を育成できるよう、引き続き力を入れて取り組まれない。

【監査委員事務局】

(1) 監査年月日

2月2日(火)

(2) 業務概要

監査委員事務局の業務は、定期監査、決算審査、例月出納検査、財政援助団体等監

査、随時監査、住民監査請求に関することなどであり、事務局長以下3名体制で行われている。

(3) 監査事項

公正で合理的かつ効率的な行財政経営を確保するため、監査計画に基づき決算審査、定期監査、例月出納検査などの監査等を実施している。決算審査では、決算や基金の運用の状況を示す書類等が法令に適合し、かつ正確であることを着眼点として実施した。また定期監査では、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを着眼点として実施し、土地の貸借契約書や所管する財産・現金等の管理状況の確認を行い、定期監査時点の対応状況について報告を求めることとしている。なお、コロナ禍のため工事監査、施設監査、財政援助団体等監査、行政監査については実施を見送った。

(4) 所見

職員の研修については、通信講座の受講など工夫をしながら資質向上に努め、研鑽^{さん}されたい。

【公平委員会】

(1) 監査年月日

2月2日(火)

(2) 業務概要

公平委員会の業務は、勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求、職員からの苦情相談に関することなどであり、事務長以下3名が監査委員事務局との併任となっている。

(3) 監査事項

職員から寄せられる苦情相談等に対応できるように毎年、全国公平委員会連合会近畿支部や県公平委員会連合会主催の研修会に参加しているが、今年度はコロナ禍の影響により全ての研修会が中止となった。

なお、滋賀県公平委員会連合会から研修会に代えて配布されたハラスメント防止に関

する書籍を活用して委員及び事務職員の資質向上に努めている。

また、現時点では勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求などの案件は提出されていない。

(4) 所見

職員の資質向上のため、研修受講等工夫しながら研鑽^{さん}されたい。

【固定資産評価審査委員会】

(1) 監査年月日

2月2日(火)

(2) 業務概要

固定資産評価審査委員会の業務は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査申出に関することなどであり、書記3名が監査委員事務局との併任となっている。

(3) 監査事項

今年度は3年に一度の基準年度(評価替え)の3年目となることから、現時点において審査の申出はなかったが、来年度は評価替えの基準年度となることから審査申出が提出される可能性が高くなる。また、令和元年12月に委員1名が交代していることから、委員及び職員の更なる知識の習得等に努めている。

(4) 所見

職員の資質向上のため、研修受講等工夫しながら研鑽^{さん}されたい。

【農業委員会事務局】

(1) 監査年月日

1月28日(木)

(2) 業務概要

農業委員会事務局の業務は、農地係が担当する農地法に基づく許認可及び農地パトロール、農地利用の最適化推進に関すること、農政係が担当する総会・役員会、広報、農業者年金に関することなどであり、事務局長以下5名体制で行われている。

(3) 監査事項

新しい農業委員会制度になって初めて農業委員と農地利用最適化推進委員が7月に改選された。共通様式での引継ぎと新たに作成した活動の手引きによる研修を実施し、円滑な業務移行を行った。任期はいずれも3年間で、農業委員は主に農地法等法令に基づく許認可業務を行い、推進委員は農業委員とともに農地の有効利用を促進するため各担当区域で活動している。

農地利用の最適化推進については、農地パトロール及び農地利用状況調査・意向調査を実施し、農地中間管理機構や認定農業者・農地所有適格法人等と連携しながら農地の集積・集約を図り、違反転用や遊休農地の発生防止にも努めているところである。

(4) 所見

コロナ禍の状況で難しい面はあるが、他市の参加者と意見交換を行うなど研修を有効に活用するとともに、委員の研鑽^{さん}を深め地域の活動に活かせるよう努められたい。